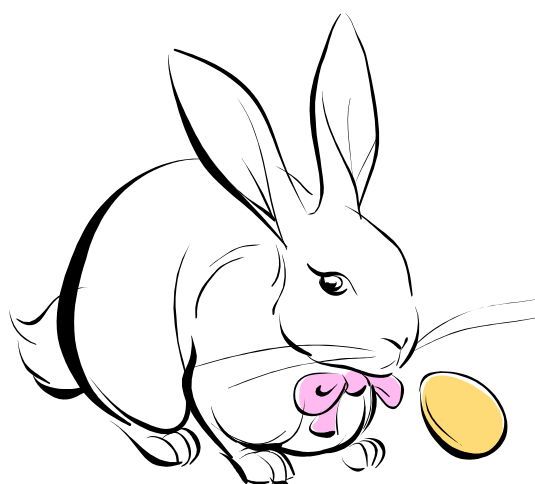


川崎町幼児教育振興計画

～「学ぶ土台づくり」推進のために～



川崎町教育委員会

平成24年1月26日

目 次

第1章 計画の策定に当たって	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象及び幼児教育の定義	3
4 計画の期間	3
5 計画策定の経過	3
第2章 本町幼児教育の現状	3
1 幼児教育（子ども）を取り巻く社会の状況	3
2 本町幼児教育の課題	5
第3章 本町幼児教育の目指す姿	7
1 目指す子どもの姿	7
2 計画の目標	7
3 本町幼児教育の展開イメージ	10
第4章 施策の展開	12
1 施策の全体体系	12
2 施策の展開	12
第5章 計画の推進	20
1 町民総がかりによる幼児教育の展開	20
2 計画の推進に向けた町の体制等	20
資料	
1 策定スケジュール	21
2 策定組織	21

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

幼児期は、親子間（家庭）の関係に限定された乳児期を越え、生活場面や興味・関心の対象、他者とのかかわりなどが大きく広がり、依存から自立への第一歩を踏み出す、子どもの成長にとって重要な時期です。この時期に、基本的な生活習慣や道徳性の芽生えを培うとともに、学習意欲・態度の源となる好奇心や探究心を養うことは、将来にわたり、「生きる力」をはぐくむ土台となるものであり、人間形成の基礎を形づくる出発点となるものです。

幼児教育については、平成18年に改正された「教育基本法」において、その重要性が明確に位置付けられ、国や地方公共団体は、その振興に努めることが定められました。また、平成21年4月から適用された改定「保育所保育指針」は、全ての認可保育所が遵守すべき法規範として位置付けられるとともに、保育所においては、養護と教育が一体的に展開されることが明確化されました。一方、人とかかわる力や自制心・基本的な生活習慣の定着度の不足など、現在の子どもが抱えていると言われる課題についても、幼児教育との関連が強く指摘されており、その充実に全力で取り組まなければならない時期にきています。

こうしたことから、宮城県では「幼児期を、次代を担う子どもたちが将来の自立のために必要となる態度や社会性、コミュニケーション能力など様々な能力の基礎を培う時期」（学ぶ土台）として捉え、家庭、幼稚園、保育所のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、学校教育を受ける時期までに、子どもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けるため、幼児教育に関係する様々な主体がそれぞれの役割を果たし、共に取り組むべき事柄をまとめた『「学ぶ土台づくり」推進計画』を平成23年2月に策定しました。

町教育委員会としても、平成22年11月に策定した「川崎町教育振興基本計画」に基づく幼児教育の振興を図るため、県の『「学ぶ土台づくり」推進計画』を踏まえ本計画を策定することとしました。本計画では、様々な幼児教育にかかわる施策を展開するほか、家庭、地域社会、こども園、幼稚園、教育委員会においても、本計画を踏まえた幼児教育の一層の振興・充実に取り組むこととしています。また、町では、幼稚園と保育所の一体的な運営を図るため、平成22年4月に県下公立初の認定こども園「かわさきこども園」を開設し、幼児期の教育・保育を一元的に進めています。

2 計画の位置付け

町では、将来の町づくりの大綱である「第5次川崎町長期総合計画」を策定し、町民との協働のもとで「自然と共生したホッとなまち～川崎らしさを探求・発見・活用するまちづくり」を目指しています。本計画は、この「第5次川崎町長期総合計画」との一

体性に配慮しながら策定した本町教育行政の総合計画である「川崎町教育振興基本計画」（平成 22 年 11 月策定）、次世代育成支援についての総合計画である「かわさきまち子育てプラン」（後期計画・平成 22 年 3 月策定）、子どもの読書活動を推進するための「川崎町子ども読書活動推進計画」（平成 21 年 12 月策定）、健全な食生活を実践するための「川崎町食育推進計画」（平成 23 年 3 月策定）との関連を図り、幼児教育の振興にかかわる様々な目標の実現に向けて、具体的に施策を展開していくための実行計画です。

3 計画の対象及び幼児教育の定義

本計画の対象は、川崎町に居住する全ての小学校就学前の子ども（乳幼児）とします。また、幼児教育とは、対象となる子どもに対して行われる教育・保育を意味し、家庭、地域社会、こども園・幼稚園など、子どもが生活するすべての場において行われる教育・保育とします。

4 計画の期間

本計画は、川崎町教育振興基本計画（平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間の計画）の見直し時期との連動性を考慮し、平成 24 年度を初年度とし、平成 26 年度を目標とする 3 年間の計画とします。

なお、期間終了後（平成 26 年度以降）の取組については、幼児教育に関する国の制度変更や県の推進計画などの動向を踏まえたうえで、改めて検討します。

5 計画策定の経過

本計画の策定に当たって、幼児教育に関係する有識者、こども園、幼稚園、子育て支援センター、児童教室、小中学校、保護者、子育てサークル、民生児童委員、社会福祉協議会、町（保健福祉課）、町教育委員会（学務課・生涯学習課・幼児教育課）などで構成する「幼児教育振興計画策定懇話会」を設置し、同懇話会の意見を踏まえながら策定を進めました。また、幼児教育の現状把握と今後の施策展開を検討するうえで、県が実施した実態調査や町と教育委員会が実施した実態調査（アンケート調査を含む）の資料を活用することとしました。

さらに、本計画の対象は、教育委員会及び首長部局所管の事務事業を包含することから、関係各課（室・所）で構成する「幼児教育振興計画庁内検討部会」及び「ワーキンググループ（WG）部会」を設置し、部会での検討を経ながら策定を進めました。

第2章 本町幼児教育の現状

1 幼児教育（子ども）を取り巻く社会の状況

少子化，核家族化の進行，親の就労状況の変化などの影響により，育児不安，しつけへの自信喪失など家庭の教育力の低下や地域のつながりの希薄化が指摘され，子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

(1) 少子化と核家族化の進行

- ・本町の出生数は，平成15年度以降，年間60人台前半で推移しており，平成21年度は56人，平成22年度は59人，また，1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す本町の合計特殊出生率は1.25で，長期的に人口が安定的に維持される2.1を大きく下回り，少子化の動きが顕著にみられます。
- ・一方，本町の核家族世帯数と子どもがいる核家族世帯数（父子家庭・母子家庭含む）は毎年増え続けており，家庭や地域社会における人とのかかわりやつながりに大きく影響を及ぼす少子化と核家族化は，これまでの推移から，今後も進行していくことが予想されます。

(2) 親の就労状況の変化

- ・総務省「労働力調査」によれば，女性の雇用者数と「パート・アルバイト」「契約社員・嘱託」などの非正規職員・従業員数は増加しています。
- ・残業の有無や育児休暇の取り易さ，長期的な就労の見通しなどの就労環境は職種や企業規模によって大きく異なり，特に非正規就業では厳しい状況にあると言われています。
- ・就労状況の変化に伴い，保育所に入所する児童が増え，延長保育や預かり保育，休日保育など，保育のニーズが多様化しています。

(3) 家庭と地域社会の変化

- ・家庭や地域社会は，核家族化や親の就労状況の変化などに伴い大きく変化しています。特に子育て中の家庭では，ゆとりがもてない，かかわり方が分からない，相談相手がいけないなど，子育てについての悩みや不安を抱く親が増えてきています。
- ・地域社会では，核家族化，価値観の多様化などによって，地域，近隣とのつながりが希薄化し，子どもたちを地域で見守る，声をかける，子育てを支え合うなど，これまで担ってきた役割が徐々に果たせなくなってきました。

(4) 子どもの育ちの変化

- ・子どもは，遊びを通して多くのことに気付きながら好奇心や探究心をかきたて，発想を豊かにしていきます。また，人とかかわる中で，自分らしさを発揮することや相手を思いやること，友達と衝突しても解決していくことができること，我慢すること，善いことと悪いことを区別すること，約束やきまりを守ることなど，主体性や社会性などを身に付けていきます。
- ・少子化や核家族化などにより，家庭内での人とのかかわりが減少し，これまで家庭で自然にはぐくまれてきた社会性や規範意識，思いやりなどが身に付きにくくなってきています。また，近所に同年代の子どもがいけない，遊び場が少ない，テレビゲ

ームの普及、事件・事故への不安などにより、集団遊びから個の遊び、外遊びから室内遊びへと子どもの遊びの様相も変化しています。

2 本町幼児教育の課題

少子化、核家族化、親の就労状況の変化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、幼児教育振興計画策定懇話会の委員及び地域の子育て支援関係者の意見や、これまで町及び教育委員会が行ったアンケートや実態調査の結果などから、本町幼児教育の課題が浮かび上がってきました。

(1) 子育て家庭の現状

親子のかかわりを通じてはぐくまれる愛着関係は、子どもが他者や外の世界にかかわっていく際に、自分を守ってくれる安心感と情緒的な満足感となり、その後の成長に大きく影響を与えられています。

①親子のかかわりについて

「親子の平日の接触時間」は、全体的に父親、母親ともに減少傾向にあります。特に父親の接触時間については、「ほとんどない」とする親もあります。このことは、親の就労状況の変化が要因の一つとして考えられ、ワーク・ライフ・バランスの問題もありますが、親子がふれあう時間の確保はもちろんのこと、限られた時間の中でも、会話や絵本を読み聞かせるなど、多くのかかわりをもつことが望まれます。

②親の姿について

最近の親の姿としては、「幼児の生活習慣（就寝時間、起床時間、朝食等）を親の生活習慣に合わせている」「家庭の役割（教育・しつけ）を幼稚園や保育所、小学校に任せている」「他の親や地域の人とかかわらず孤立している」が多くみられ、また、「子育ての仕方が分からず悩んでいる」「地域での子育て支援を望んでいる」などの例も少なくありません。一方、親が望む子育てに必要な支援としては、「保育サービスの充実」「地域における子育て支援の充実」「仕事と家庭生活の両立」などを挙げています。

また、子育てに関する悩みや気になることとしては、「子どもを叱りすぎているような気がする」「保育に係る費用の負担が大きい」「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」「病気や発育・発達に関すること」「子どもとの時間が十分にとれないこと」などの声も多くあり、その悩みの解決に向けた子育て支援をより充実させていくことが必要です。

(2) 基本的な生活習慣の状況

基本的な生活習慣の中で根幹となる「はやね・はやおき・あさごはん」の習慣は、その後の学習や生活、健康に大きく影響を及ぼすため、幼児期から身に付けていくことが望まれます。

① はやね・はやおき・あさごはん」について

小中学生の就寝時間・起床時間・朝食摂取の状況をみると、起床時間はおおむね良好な状況にあります。就寝時間は学年があがるにつれて遅くなり、小学生でも午後11時以降に就寝する子どもが少なからずいます。また、朝食については、毎日食べる割合が低くなってきていて、親の生活習慣が子どもの就寝時間や食生活に影響を与えていることがうかがわれます。今回と昨年度の調査結果を比較すると、特に小学校1年生に多くの課題が見られることから、幼児期における親の生活習慣から課題があるものと推測されます。このことから、基本的な生活習慣に対する親の意識をまず高めていく必要があります。

また、親の就労環境の改善の上からも、ワーク・ライフ・バランスも視野に入れながら、家庭を取り巻く地域社会、教育現場、行政が一体となって取り組んでいくことが求められます。

(3) 体験活動の状況

子どもは、遊びを中心とした体験活動を通じて、道徳性や社会性、規範意識などを身に付けることが期待されることから、子どもの体験活動を豊かにしていくことが求められます。

①体験活動について

未就学児の体験活動は、親が意識的にその機会をつくる必要があります。家族ぐるみの行事や旅行のほかにも、海や川での魚捕りや水遊び、キャンプやハイキングなどの自然体験、犬や猫、小鳥、金魚などの生き物の世話など、あらゆることが体験活動そのものです。子どもにできるだけ多くの体験活動をさせるためには、親も一緒になって過ごす時間をまずつくる必要があります。家庭での取組を促進するほか、地域の資源や人材を活用した体験活動がしやすい環境づくりなどが求められます。

②外遊びについて

外で遊んでいる子どもの姿を見ることが少なくなったようです。このことは、少子化や核家族化に伴い、近所に同じ世代の子どもが少ない、遊び場が少ない、テレビを観る時間が長い、テレビゲームの普及、事件・事故への不安などが、外遊びを減少させている要因と考えられます。

一方、幼児期の運動習慣は、その後の運動能力や体力に影響を及ぼし、運動する子とそうでない子の二極化も引き起こしています。また、運動欲求の充足は精神衛生面にも影響を及ぼすと言われてしています。

子どもの成長、特に幼児期の子どもの成長には、適度な運動、十分な睡眠、栄養バランスのとれた食事が不可欠であり、基本的な生活習慣の確立や食育の推進も図りながら、子どもたちが安心して思いきり遊べる環境づくりが求められます。

(4) 幼児教育の状況

子どもの健やかな成長のためには、その基礎となる家庭での取組に加え、学びと発達の連続性を確保するという視点に立ち、こども園・幼稚園から小学校への接続を円

滑に図るためにも、小学校を含めた教育現場，地域社会，行政が連携を密にし，一体となった環境づくりを進めていくことが大切です。

①こども園・幼稚園と小学校の連携について

これまでのこども園・幼稚園と小学校の連携状況については，園児と児童の交流を主たるねらいとして，園や学校の行事（運動会や学習発表会など）が多く行われています。職員間では就学時の引継ぎや情報交換は行っているものの，十分な連携とは言い難い状況にあります。近年，年長児が小学校に入学した際にみられる学校生活への不適応状況（小1プロブレム）の解消が喫緊の課題となっています。

こども園は，町内全域から入園しているため，小学校就学先が複数校となります。実際に連携する小学校を限定することが困難な場合もありますが，どの小学校に就学しても学習カリキュラムや学校生活へ円滑に適應できるように，幼児と児童，職員同士の交流を多面的に促進するなど，更なる連携の充実が求められます。

②職員の研修状況について

職員の研修については，職員の資質と指導力の向上を目指し，現在，主にこども園や幼稚園ごとに行われています。こども園は，幼稚園教諭と保育士の資格が必要なため，研修機会も多様にはありますが，現実的には職員間の調整などで十分な研修機会が確保されているとは言い難い状況です。幼児教育の質の向上を図るためには，必要な研修機会を，精選しながら計画的にすべての幼稚園教諭・保育士に提供できるようにしていくことが望まれます。

また，特別に支援が必要な子ども，あるいは気になる子どもへの対応は，こども園や幼稚園が抱える課題と一致するところがあり，早期発見から適切に支援につなげる体制の構築や就学指導も含めた対応などが急務です。そのためにも，幼稚園教諭や保育士がそのスキルを高めていくことが必要であり，特別支援教育に関する研修機会の更なる充実が求められます。

第3章 本町幼児教育の目指す姿

1 目指す子どもの姿

少子高齢化の進行や国際化・高度情報化の進展，雇用情勢の悪化など，社会情勢と経済環境の変化が著しい中で，川崎の子どもが，将来，一人の人間として自立し，地域や社会を支える大人となれるようにはぐくんでいく必要があります。

このため，次のような子どもの姿の実現を目指します。

じょうぶな子・思いやりのある子・意欲のある子
～遊びや自然・人とのかかわりを通して，豊かな心をはぐくむ～

2 計画の目標

本計画の目標として以下の4項目を設定し、「目指す子どもの姿」の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 親の気付きと親育ちの支援

子どもの心が健全に発達していくためには、自分の存在を認め、それと同時に、他人からも認められているという自らへの信頼感（自己肯定感）が必要です。こうした自己肯定感は、乳幼児期において、保護者と子どもとの間で形成される愛着関係（発達心理学で「親子間の愛着形成」と呼ばれています。）の中から獲得すると言われてい

ます。保護者が子どもを愛し、大切に世話をすることを通じて、相互の間ではぐくまれる大きな安心感と満足感は、その後の子どものコミュニケーション能力や言語能力の涵養にも大きな影響を与えることが知られています。これは、子どもが保護者との関係から十分な安心感と情緒的な満足感が得られる場合、それを基盤として、他者との関係によって生じがちな不安や葛藤に耐え、他者と自分自身への基本的な信頼感を獲得することができるからだと言われてい

ます。このように、乳幼児期における親子間の愛着形成は、子どもの心の健全な成長・発達、とりわけ物事に積極的にかかわろうとする姿勢の涵養に大きな役割を果たすものであることから、このことに親自身が気付くことが大切であり、そのための働きかけと環境づくりを行っていきます。

(2) 基本的な生活習慣の確立

基本的な生活習慣とは、一般的に、食事・睡眠・排泄・清潔・衣類の着脱といった自分自身の生活に関する五つの項目にかかる習慣を指しており、これらの習慣は乳幼児期に培われ、日常生活における周囲の模倣を通して身に付けます。

その中でも、根幹となる食事と睡眠について、規則正しい習慣を身に付けることは、元気で積極性にあふれる子どもをはぐくむために、欠かすことができないものです。

「はやね・はやおき・あさごはん」などの生活習慣は、健康の維持のために必要な栄養・睡眠が得られるだけでなく、心身のバランスの取り方や家族・周囲との良好なコミュニケーションなどもはぐくんでくれます。

子どもが基本的な生活習慣を身に付けるためには、親自らが規則正しい生活を送るよう努める必要があります。そのため、親のワーク・ライフ・バランスも視野に入れながら、社会全体で取り組むための環境づくりを行っていきます。

(3) 豊かな体験活動の展開

思いやりの心、約束を守ること、生命や自然の大切さなどは、教えられて学習するものというより、むしろ、体験を通じて自らが気づき、実感することによって、初めて習得できるものです。また、様々な体験を積み重ねることにより、自ら考え、自ら行動する姿勢を身に付けることができるようになります。

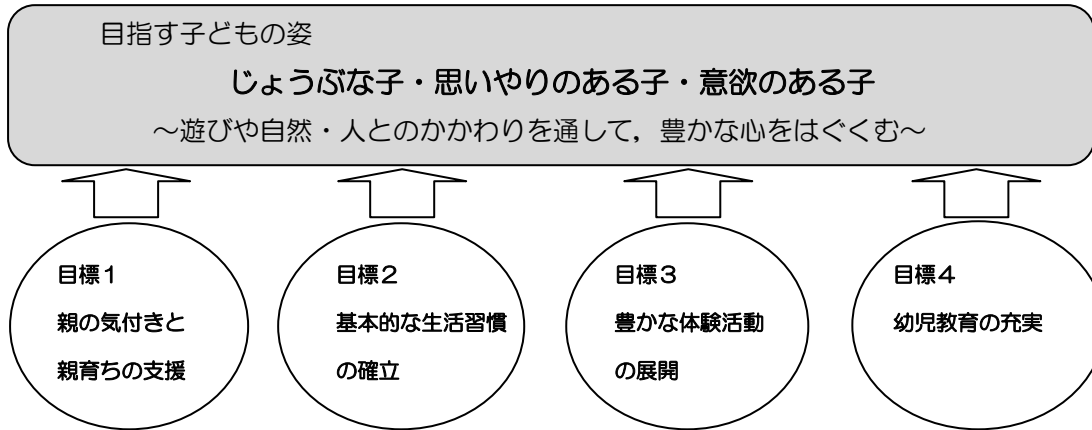
幼児期は、遊びを中心とした体験活動を通して、道徳性や社会性、自発的な行動など、社会生活を営んでいくうえでの原点となるものを獲得していく大切な時期です。そのため、子どもが様々な体験活動による学びの機会を得られるよう、取組を一層充実させていきます。

(4) 幼児教育の充実

本町の幼児教育は、乳幼児の多くが在籍するこども園・幼稚園といった教育現場はもちろんのこと、家庭、地域社会において幅広く行われています。

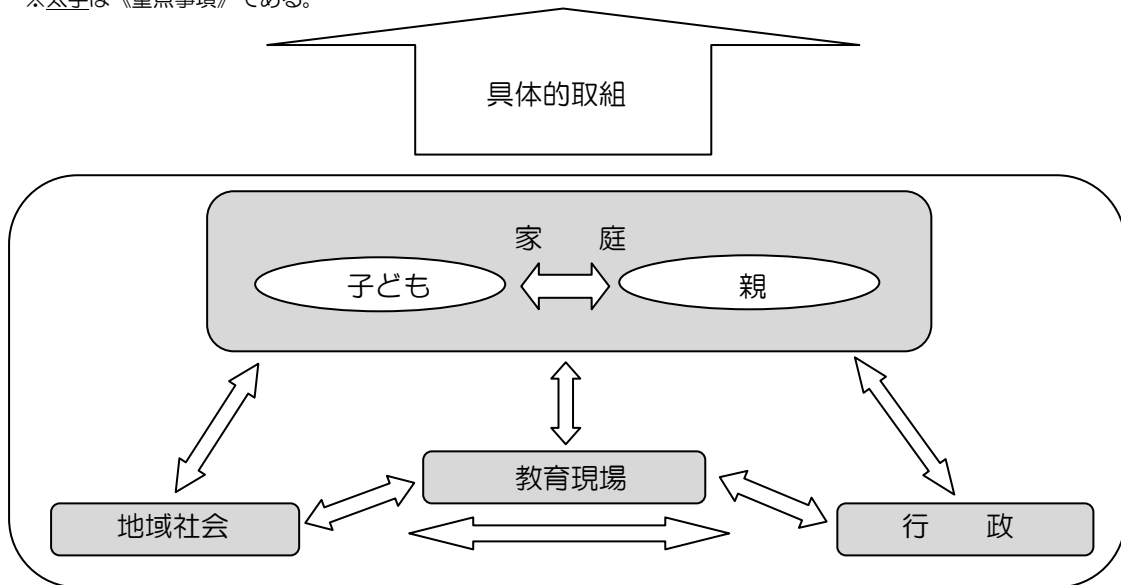
こども園・幼稚園から小学校への円滑な接続や「園（こども園・幼稚園）・小（小学校）」の連携・交流、特別な支援を必要とする子どもへの適切な対応など、多様化する幼児教育へのニーズに対応するため、教育と福祉の連携による環境整備のほか、家庭・地域社会の教育力の向上に向けて、家庭、地域社会、こども園・幼稚園、行政など、関係する主体がそれぞれの役割を果たすよう働きかけを行うとともに、相互の連携強化に向けた取組を行っていきます。

3 本町幼児教育の展開イメージ



<p>施策</p> <p>1 <u>親子のかかわりの促進</u></p> <p>2 親自身の育ちを支援する環境づくり</p> <p>3 地域が子育てにかかわる仕組づくり</p>	<p>施策</p> <p>4 「<u>はやね・はやおき・あさごはん</u>」の定着</p> <p>5 <u>子どもの発育・発達に適した食育の推進</u></p> <p>6 <u>本の読み聞かせと読書活動の習慣化</u></p>	<p>施策</p> <p>7 <u>豊かな体験活動による学びの習得</u></p> <p>8 地域における資源や人材の有効活用</p> <p>9 遊びの工夫と環境づくり</p>	<p>施策</p> <p>10 <u>こども園・幼稚園と小学校の連携による円滑な接続</u></p> <p>11 特別支援教育の体制整備と研修の充実</p> <p>12 地域における支援体制の充実</p>
--	---	--	--

※太字は《重点事項》である。



本計画における幼児教育を担う主体の定義と各主体に期待される役割

主体	定義	役割
家庭	主に親子が生活を共にする集団及び場を指します。また、同様の集団や場も含まれます。	教育の基盤が家庭にあることを認識し、主体的に子どもの教育を行います。また、地域社会、教育現場、行政と連携し、家庭の教育力の向上に努めます。
地域社会	隣人、町内会、子育て支援施設、NPO、企業などのほか、本計画で定義する家庭、教育現場、行政以外の機関等を指します。	「地域の子どもは地域で育てる」との視点に立ち、家庭、教育現場、行政と連携し、地域の教育力の向上に努めます。
教育現場	こども園、幼稚園といった幼児教育を行う施設を指します。また、幼児教育との連続性を確保する観点から、小学校を含む場合があります。	幼児教育を担う役割の重要性を改めて認識し、家庭、地域社会、行政と連携の上、幼児教育の一層の充実に努めます。
行政	児童福祉、保健、医療、教育など、幼児教育に関係する機関を指します。	幼児教育の重要性について広く周知を図るとともに、家庭、地域社会、教育現場と連携・調整しながら、様々な施策の展開により幼児教育の一層の充実に努めます。

2 施策の展開

「目標1 親の気付きと親育ちの支援」に向けて

すべての教育は、家庭での教育の基礎の上に培われるものです。特に、幼児期においては、家庭は子どもの教育に最も重要な役割を果たす場であり、親は子どもを育て、教育することを通じて、社会的、人間的に成長する必要があります。

その一方で、近年、家庭の教育力の低下が指摘されており、その理由として、少子化、核家族化、都市化、地域社会での人間関係の希薄化、就労状況の変容など、家庭を取り巻く環境の変化が挙げられています。これまで子育ては、親や祖父母など家族の協力と地域の人々の支援のもとに行われてきましたが、こうした環境の変化の中で、親は、周囲から孤立した状態で子育てを行う傾向があり、様々な不安や悩みを抱え、子どもの健やかな成長に望ましくない影響を及ぼす例も散見されています。

町のアンケート調査でも、様々な課題を抱える親の存在が確認されたほか、家庭からは、子育てに関して最も知りたい情報として、「子どもへの接し方」を挙げる回答が数多く寄せられました。

こうした状況に対応するためには、まず、親が自分の子どもを主体的に、責任をもって育てる姿勢を涵養していくことが大切であり、そのうえで、こども園・幼稚園・子育て支援センターや行政機関、NPOなどとの連携・支援が図られるべきと考えられます。

このような現状を踏まえ、親自身が親として成長するための学習支援や環境づくり、さらには、親になる以前の世代に対する“親になるため”の教育を推進するほか、子育てについての知識・経験の不足、それらに起因する育児不安などを解消させるための支援体制を一層充実させ、親自身の気付きを促すことができるよう、次の取組を行います。

- 施策1 親子のかかわりの促進《重点事項》
- 施策2 親自身の育ちを支援する環境づくり
- 施策3 地域が子育てにかかわる仕組みづくり

【施策1 親子のかかわりの促進】

具体的取組① 親子のかかわりの重要性についての啓発

- ・子育て講座や家庭教育学級をはじめとする様々な手段を講じるとともに、親同士の情報交換を促進します。＜教育・行政＞
- ・子育て情報の啓発資料を作成し、母子健康手帳の交付や健康診査などの際に配布します。＜行政＞

具体的取組② 親子の共同作業を促す取組

- ・親子がかかわりをもつ機会となり、豊かな感性や人間性の育成にも資する絵本の読み聞かせを促進します。〈家庭・教育〉
- ・様々な体験によって得られる感動や物事への興味・関心をはぐくむため、親子がふれあう時間や能動的な遊びを増やすための取組として、ノーテレビ、ノーゲームの「家庭の日」導入を検討します。〈家庭・教育〉

具体的取組③ 父親の育児参加の促進

- ・仕事と家庭生活（子育て）との調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを視野に入れた働き方を見直し、父親の育児参加を促進します。

〈家庭・地域・行政〉

【施策2 親自身の育ちを支援する環境づくり】

具体的取組① 親自身の学びの機会の提供

- ・子育てに関する知識や心構えなどを身に付け、子どもを理解する力を養うため、「親育ち」のためのプログラムの提供や学級・講座の開設など、親自身の学びの機会の提供を促進します。〈教育・行政〉
- ・親自らが保育体験する機会をつくり、子どもへの理解と親自身の育ちを支援しながら、親と教育現場との信頼関係の構築を促進します。〈教育〉

具体的取組② 将来の「親」育て

- ・中高生など親になる前の世代が、将来の「子育て」に対して主体的にかかわっていくための素地をつくるため、子どもとの交流や子育てについて学ぶ機会を提供します。〈教育・行政〉

【施策3 地域が子育てにかかわる仕組づくり】

具体的取組① 社会全体による家庭への支援

- ・多様化する親のニーズを考慮しながら、気軽に相談できる体制づくりに努めるなど、家庭への支援体制の一層の充実を図ります。〈地域・教育・行政〉
- ・子育てに関する知識・経験の不足を補い、地域社会からの孤立を防ぐため、子育てサポーターやボランティア、NPOなどの活動を促進するとともに、その活用を図ります。〈地域・教育・行政〉
- ・子育てについての悩みや不安を持つ親同士の交流は、単なる情報交換にとどまらず、互いの心の支えやネットワークづくりにも寄与することから、交流の場の提供を促進します。〈地域・教育・行政〉
- ・子育て支援センターの機能を強化し、子育てサークルを育成します。

〈教育・行政〉

- ・子育てを支援する各種団体、個人、企業等で、地域における子育て支援のネットワークを構築し、社会全体で子育てを進める機運の醸成を図ります。

〈地域・教育・行政〉

「目標2 基本的な生活習慣の確立」に向けて

乳幼児は、養育者の行動を模倣することによって、様々な行動を学習します。子どもの生活習慣も、そうした模倣を通じて習得されるものの一つであり、規則正しい生活習慣が確立できるかどうかは、親の生活習慣に大きく影響されます。

近年、ライフスタイルや就労環境の変化などの影響を受け、生活リズムの乱れなど、子どもの成長にとって望ましくない環境が広まっていることが指摘されています。これまで町教育委員会が行った実態調査では、「就学前までに身に付けさせたいこと」として「基本的な生活習慣」が上位に挙げられています。

このことから、「はやね・はやおき・あさごはん」などの基本的な生活習慣の確立のためには、家庭はもちろんのこと、地域社会や教育現場、行政機関が一体となって、親の働き方も視野に入れながら、ワーク・ライフ・バランスを意識した取組を進めていく必要があります。

さらに、朝食の欠食や偏った栄養摂取による肥満傾向の増大など、食に起因する問題も顕在化しています。正しい食習慣は、心身の成長や規則正しい生活リズムの定着にかかわるだけでなく、親と一緒に食べる楽しい食事は、親の愛情を自然に子どもに伝え、子どもに食べる楽しさを教えてくれる点でも重要です。

また、人は人との出会いや別れで大きく成長します。それと同じように、本との出会いが人を大きく変える場合があります。読書は子どもの言葉と心を育てます。幼い時に読んだ本が、いつまでも忘れることなく、その後の人生に大きな影響を与えます。家庭やこども園・幼稚園での絵本の読み聞かせや紙芝居などを通して、幼児期から本に親しむ素地を育てることが大切です。

このような現状を踏まえ、今後、次の取組を行います。

施策4 「はやね・はやおき・あさごはん」の定着《重点事項》

施策5 子どもの発育・発達に適した食育の推進《重点事項》

施策6 本の読み聞かせと読書活動の習慣化《重点事項》

【施策4 「はやね・はやおき・あさごはん」の定着】

具体的取組① 「はやね・はやおき・あさごはん」の励行

- ・家庭における基本的な生活習慣の確立を促すため、母子健康手帳の交付や健康診査などの様々な機会を捉えた啓発により、「はやね・はやおき・あさごはん」の家族ぐるみの取組を推進します。〈家庭・教育・行政〉
- ・乳幼児の生活習慣に関するアンケート調査を行い、実態を把握します。
- ・朝ごはん食べよう強化月間を設定して、朝食アイデアの募集などを行います。

〈教育・行政〉

具体的取組② 基本的な生活習慣づくりに関する家庭支援の充実

- ・保護者会などの機会を活用し、基本的な生活習慣づくりの手法について助言を行うなど、家庭への支援を促進します。〈教育〉
- ・正しい歯みがき習慣を身に付け、歯や口腔の健康づくりを促進します。
〈家庭・教育・行政〉

【施策5 子どもの発育・発達に適した食育の推進】

具体的取組① 食育の推進

- ・食生活に関する情報提供のほか、親子の料理教室や体験学習会などの体験型の取組を通して、家庭、地域において食の大切さを考える機会の提供を促進します。〈教育・行政〉
- ・健康で規則正しい生活を送るうえで欠かせない食事についての理解を深めるため、食育を推進するボランティアの活動支援を行います。〈地域・行政〉
- ・食への関心を高めるため、地産地消や郷土料理、旬を味わうことができる食の紹介、生産者との交流を図るなど、食の楽しさを学ぶきっかけづくりの提供を促進します。〈地域・行政〉
- ・家庭との連携により、給食を通して食べる楽しさの実感や食習慣の基礎づくりなど、家庭における食育を補完する取組を促進します。〈教育〉

【施策6 本の読み聞かせと読書活動の習慣化】

具体的取組① 読書活動の習慣化

- ・ブックスタート事業による親への効果的な働きかけを継続します。
〈教育・行政〉
- ・保護者への絵本の紹介、こども園や幼稚園での読み聞かせ、紙芝居、お話会などをさらに充実させます。〈教育〉
- ・こども園や幼稚園、公民館などの蔵書（絵本）の充実を図るとともに、絵本の読み聞かせボランティアの活用を促進します。〈教育〉

「目標3 豊かな体験活動の展開」に向けて

「子どもにとって遊びは学習（学び）であり、また、遊びは子どもの生活そのものである。」とも言われているとおり、“遊び”は、体験を通して様々なことを学ぶ機会と捉えられます。子どもは、遊びの中で、親や他の子ども、周囲の多くの人々、遊具や道具、草花や昆虫、小動物等の自然など、様々な出来事と出会い、それらとのかかわりを広げたり深めたりしていくことで新しい世界に気づき、自分自身についても振り返るようになります。この幼児期における豊かな体験こそが「人間形成の基礎となる学び」となり、その後の人生にも大きく影響を及ぼします。

また、幼児期は、身体の諸機能が著しく発達する時期であり、この時期に身体を動かす習慣を身に付けることは、その後の成長や健康の増進に大きな影響を与えます。子ど

も一人一人の興味や生活経験に応じた遊び、運動を通じて体を動かす習慣を身に付けさせていくことが大切です。

このことは、平成22年10月に公表された、子どもの体験活動の実態に関する調査研究報告書（独立行政法人国立青少年教育振興機構）における「子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、やる気や生きがいをもっている人が多い。」といった結果とも符合します。

しかしながら、少子化、核家族化、都市化、地域社会での人間関係の希薄化などの影響による体験活動の機会や遊び場そのものの減少、事件・事故への不安などにより、子ども同士の戸外・集団遊びの減少が指摘されています。

このようなことから、家庭や学校、地域社会における様々な人とのかかわりや体験による自我の芽生え、さらには社会性の芽生えを促すため、生活体験や社会体験、自然体験などの多様な体験機会の充実を図るとともに、特に、集団での遊びや葛藤する経験などを通じた、子ども自らの“気付き”を促進する必要がある、今後、次の取組を行います。

施策7 豊かな体験活動による学びの習得《重点事項》

施策8 地域における資源や人材の有効活用

施策9 遊びの工夫と環境づくり

【施策7 豊かな体験活動による学びの習得】

具体的取組① 親子参加プログラムの提供

・親子のかかわりを促すため、身近な地域での体験活動の機会を提供します。

＜地域・教育・行政＞

・親子で参加できるイベント（プログラム）の紹介や既存施設を活用する各種催しなど、自然体験や交流活動の情報提供に努めます。＜教育・行政＞

具体的取組② 戸外遊びなどのすすめと運動習慣の定着促進

・十分に体を動かすことで、心身ともにのびのびとした育ちにつながるよう、プログラムの充実を図ります。＜教育・行政＞

・教育現場などの活用により、安全に配慮した身近に運動できる場の提供を促進します。＜教育＞

・子どもの体力、運動能力の把握に努めるとともに、戸外遊びや体を動かす機会の重要性についての啓発を促進します。＜教育＞

具体的取組③ 家族行事、家事への積極的な参加

・家族行事や家庭における「お手伝い」を促進します。＜家庭・地域・教育＞

【施策8 地域における資源や人材の有効活用】

具体的取組① 地域資源・人材の活用とネットワークづくり

・地域の公園、教育施設、集会所などの公共施設や自治会、子ども会、育成会などの組織の効果的な活用を進めます。〈地域・教育・行政〉

・子育てサポーターやボランティアの養成及び活用を促進するとともに、地域にある資源・人材の効果的活用に資するネットワークづくりに努めます。

〈地域・教育・行政〉

・こども園や幼稚園を地域に開放して、地域行事にも子ども達を積極的に参加させることにより、協働教育の機運の醸成を図ります。〈地域・教育〉

具体的取組② 異世代・異年齢交流の促進

・地域の高齢者や福祉施設などへの訪問により、異世代との交流を促進します。

〈地域・教育・行政〉

・こども園・幼稚園と地域の小中学校との定期的な交流のほか、中高生の保育体験メニューの導入を促進します。〈教育〉

具体的取組③ 伝承遊びの普及

・地域で長年にわたり伝承されてきた遊びや高齢者などから伝え聞く民話などを通して、地域の人とかがわる機会の提供を促進します。〈地域・教育〉

【施策9 遊びの工夫と環境づくり】

具体的取組① 安全・安心の遊び場づくり

・地域の公園、教育施設、集会所などのコミュニティを形成できる場を効果的に活用するとともに、安全・安心が確保された遊び場づくりを促進します。

〈地域・教育・行政〉

・遊びの中で、子どもが体を動かす心地よさや楽しさが実感できるよう、戸外の遊びや体を動かす機会、環境の充実を促進します。〈地域・教育〉

・こども園や幼稚園における「図書スペース」の確保と充実により、親子がふれあう場づくりを促進します。〈教育〉

「目標4 幼児教育の充実」に向けて

時代や社会情勢の変化に伴い、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきており、幼児教育に対するニーズも多様化しています。また、人とかがわる力や自制心・基本的な生活習慣の定着度の不足、就学直後の不応や問題行動など、子ども自身が抱える様々な問題も顕在化しています。子どもの健やかな成長については、家庭が第一義的な責任を負いますが、幼児教育については、家庭、地域社会、教育現場、行政といった関係する主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携することにより、子どもの日々の生活、発達及び学びの連続性を確保するとともに、その成果を円滑に就学後へ引き継いでいくことが大切です。

しかしながら、こども園や幼稚園と小学校との連携が必ずしも十分に図られているとは言えず、教育現場における一層の連携強化が必要となっています。また、幼児教育の

充実を図るうえで、子どもにかかわる幼稚園教諭・保育士の専門性の確保は重要であり、多様化する親や社会のニーズに的確に対応するためにも、研修の機会や内容の充実などにより、職員の資質を一層向上させることが必要です。

また、「特別な支援を必要とする子ども」「気になる子ども」への適切な対応は、教育現場で最も関心の高い課題として挙げられており、その見極めの難しさなどから、対応に苦慮している状況にあります。このため、早期発見から適切な支援へのつながりを円滑に行うためのシステムづくりや、特別支援教育及び特別な支援を必要とする子どもに対する理解を深めていくことが必要です。

さらに、家庭、地域社会、教育現場及び行政が一体となって教育を行う「協働教育」の取組を広めることで、地域社会全体として幼児教育に取り組む機運の醸成と、地域の教育力の向上につなげていくことが求められていることから、今後、次の取組を行います。

施策10 こども園・幼稚園と小学校の連携による円滑な接続《重点事項》

施策11 特別支援教育の体制整備と研修の充実

施策12 地域における支援体制の充実

【施策10 こども園・幼稚園と小学校の連携による円滑な接続】

具体的取組① 連絡協議会などの体制整備

- ・地域社会、教育現場、行政間で幼児教育の課題や現況に対する認識を共有し、適切な対応と相互の連携を図るための、連絡組織を設置します。

＜地域・教育・行政＞

具体的取組② 講演会や研修会による啓発

- ・本計画についての理解を深め、相互の連携による取組を進めるため、幼児教育の主体である家庭、地域社会、教育現場、行政を対象とした講演会や研修会を開催します。＜家庭・地域・教育・行政＞

具体的取組③ 就学前の相互交流による小1プロブレムの解消

- ・幼児教育から小学校教育への円滑な移行を図るため、未就学児を小学校に招いての授業や行事を合同で体験するプログラムを提供します。＜教育＞
- ・教職員の相互参観や体験授業などの交流を通して、子どもの特徴を相互理解します。＜教育＞

具体的取組④ 新たな制度に関する情報収集

- ・国が検討を進めている「(仮称)子ども・子育て新システム」について、その動向を注視し、情報収集に努めるなど適切に対応します。＜教育・行政＞

具体的取組⑤ 研修の充実

- ・教育現場のニーズに応じたメニュー及び内容の充実を促進します。＜教育＞

- ・研修時間の確保に努め、職場内研修の充実を促進します。〈教育〉
- ・幼稚園教諭，保育士，小学校教諭との合同研修会の開催や研修対象者の拡大について検討します。〈教育〉

【施策1 1 特別支援教育の体制整備と研修の充実】

具体的取組① 早期発見のためのシステムづくり

- ・特別な支援を必要とする子どもへの適切な支援を行うため，早期発見から支援へのつながりを円滑化するためのシステムづくりを促進します。

〈家庭・教育・行政〉

- ・特別な支援を必要とする子どもの早期発見を図るため，医療，保健，福祉，教育現場など関係者の理解を深めるための研修の実施や情報共有を促進します。〈教育・行政〉

具体的取組② 特別な支援を必要とする子どもへの対応

- ・こども園や幼稚園に，特別な支援のための専任職員を加配します。〈教育〉
- ・小学校への発達と学びの連続性を保障した支援が行えるよう，体制の充実に努めます。〈教育〉
- ・特別支援教育センターや特別支援学校などの協力を得て，特別な支援を必要とする子どもへの正しい理解と認識を深める研修を行います。〈教育〉
- ・特別な支援を必要とする子どもの親が，安心して子どもに向き合えるよう相談体制を整えます。〈家庭・教育・行政〉

【施策1 2 地域における支援体制の充実】

具体的取組① 地域における教育ネットワークの整備

- ・教育現場，地域，家庭が連携した協働教育を促進するための基盤づくりを推進します。〈家庭・地域・教育・行政〉
- ・子育てサポーター，絵本の読み聞かせ，保育ボランティアなどの養成と，活動を支援するためのネットワークづくりを目指します。〈地域・教育〉
- ・親のニーズや地域の実情に応じた，きめ細かなサポート体制の整備を促進します。〈家庭・地域・教育・行政〉

第5章 計画の推進

1 町民総がかりによる幼児教育の展開

本計画の目標実現のためには、家庭を中心として、地域社会、教育現場、行政といった幼児教育に関係する主体がそれぞれの役割を果たしつつ、計画に対する共通理解の下、「目指す子どもの姿」「計画の目標」の実現に向けた密接な連携・協力により、第4章に記載された様々な取組を着実に実行していく必要があります。

さらに、町民総がかりで次世代を育てる幼児教育を展開するためには、幼児教育への直接的な関係性の度合にかかわらず、あらゆる主体及び町民の理解と協力が欠かせません。

そのためには、町は、幼児教育に関係する団体などとの連携・協力体制の構築や意見交換により、共通の認識を持った取組の促進を図るとともに、パンフレットの配布や町広報紙、ホームページなどを通じた情報提供により、積極的に計画の周知を図っていきます。

2 計画の推進に向けた町の体制等

本計画の推進に当たり、町は、幼児教育の一層の充実に向けた施策の展開に必要な予算の確保に努めるとともに、町民のニーズに対応した重点的・効率的な施策の実施が図られるよう、適切に執行状況等を評価しながら本計画の進行管理を行っていきます。

具体的には、幼児教育にかかわる施策は、教育委員会をはじめ、子育て、健康、福祉、労働に係るものなど、町の各部署においても横断的に行われていることから、首長を本部長とする「(仮称)川崎町次世代育成支援推進本部」(設置予定)において、総合的な庁内の推進体制で取り組むとともに、進捗状況に関する評価などを行います。

資料

1 幼児教育振興計画「学ぶ土台づくり」策定スケジュール

実施月日	項目等	内容
平成23年 8月 2日	施設長打合せ	計画策定の共通理解
平成23年 8月 24日	WG 部会（第1回）	基調講話（明石校長） 計画策定の共通理解
平成23年 10月 18日	WG 部会（第2回）	生活実態分析と主要テーマ の整理・自由討議
平成23年 11月 8日	WG 部会（第3回）	素案の作成
平成23年 11月 16日	庁内検討部会	素案の検討・取りまとめ
平成23年 12月 2日	町内校長会	計画案の説明・意見聴取
平成23年 12月 16日	WG 部会（第4回）	計画案の修正
平成24年 1月 24日	策定懇話会	計画案の意見聴取
平成24年 1月 26日	教育委員会 1月定例会	議案提案・審議・計画決定

2 策定組織

【策定懇話会】

敬称略

所 属	役 職	氏 名	摘 要
町 PTA 連絡協議会（川中）	副会長	佐々木 昭 雄	
川崎小父母教師会	会長	沼 田 忠 行	
かわさきこども園保護者会	会長	二階堂 永 悦	
富岡幼稚園保護者会	副会長	丹 野 浩 子	
カンガルークラブ	代表	齋 藤 絵里香	
川崎町児童教室保護者会	会長	稲 村 大 輔	
川崎町民生児童委員協議会	主任児童委員	近 江 環	
同	主任児童委員	福 田 仲 一	
川崎町社会福祉協議会	会長	菅 原 英 男	

【庁内検討部会】

所 属	役 職	氏 名	摘 要
教育委員会	教育長	佐 藤 芙貴子	
校長会（前川小学校）	会長	佐 藤 良 吉	
同（川崎小学校）	副会長	服 部 和 憲	
保健福祉課	課長	佐々木 勝	
学務課	次長兼課長	佐 藤 典 敬	
同	学校教育指導員	熊 谷 路 子	
生涯学習課	課長	近 藤 文 隆	
幼児教育課	課長	小 林 志 郎	
かわさきこども園	園長	大 沼 ひとみ	
富岡幼稚園	園長	丹 野 礼 子	
子育て支援センター	所長兼室長	大 宮 長 子	

【WG 部会】

所 属	役 職	氏 名	摘 要
幼児教育課	課長	小 林 志 郎	
同	管理係長	菅 原 久美子	
かわさきこども園	園長	大 沼 ひとみ	
同（幼児棟）	主任教諭兼保育士	石 井 敬 子	
同（乳児棟）	主任教諭兼保育士	河 野 忍	
富岡幼稚園	園長	丹 野 礼 子	
子育て支援センター	所長兼室長	大 宮 長 子	
同	技術主幹	日 下 陽 子	
学務課	学校教育指導員	熊 谷 路 子	